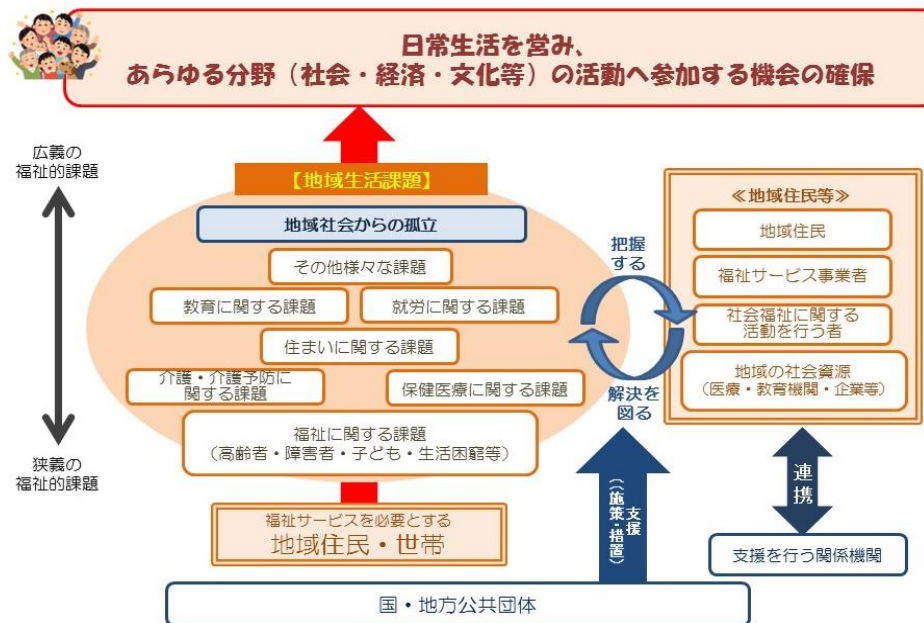


<地域生活課題の把握と解決に向けた連携・支援のイメージ>



(3) 地域共生社会推進検討会における提言

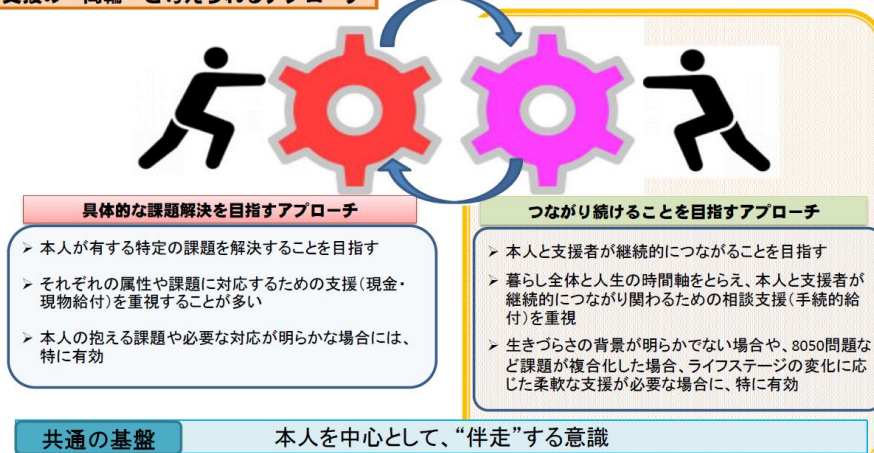
地域共生社会推進検討会の最終とりまとめにおいて、次のように、地域共生社会の理念や、今後の支援の在り方、区市町村が包括的な支援体制を整備する具体的な事業を創設する必要性などが示されました。

～ 地域共生社会推進検討会における提言の概要 ～

- 地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方である。
- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえ、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められていることから、これからの専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の二つのアプローチを、支援の両輪として組み合わせていく必要がある。

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ

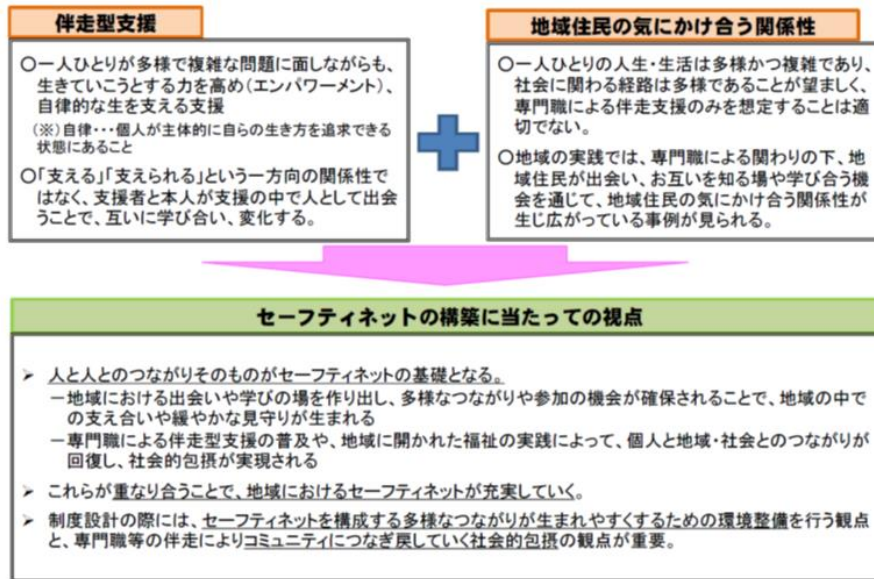


個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

資料：厚生労働省資料より抜粋

- 伴走型支援の実施に当たっては、「専門職による伴走型支援」と、地域の居場所などにおける様々な活動を通じて日常の暮らしの中で行われる「地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」といった、専門職と地域住民等による双方の視点を重視する必要がある、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

伴走型支援と地域住民の気にかけて関係性によるセーフティネットの構築



資料：厚生労働省資料より抜粋

- 区市町村における包括的な支援体制の整備の在り方として、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の三つの支援を一体的に行う事業を創設すべきである。
- 新たな事業の対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉・介護・保健医療・住まい・就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など、様々な課題を抱えるすべての地域住民とすべきである。

この検討会での最終とりまとめを受けて、令和3年4月から、区市町村において「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」（社会福祉法第106条の4）が創設されました。この事業の施行にあたり、都道府県は区市町村の重層的支援体制整備事業や包括的な支援体制の整備が円滑に行われるよう、必要な助言や情報提供、その他の支援を行うことが社会福祉法第6条の3に規定されました。

第3節 計画の基本となる考え方

（1）計画策定の目的

この計画は、「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進することを目的に策定しています。

（2）用語の定義

「地域福祉」は、様々な要素を含んだ複合的・多面的な概念です。この計画では、地域福祉や、地域福祉を構成する諸要素を次のように定義します。

ア 地域共生社会

障害、高齢といった制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の姿¹

¹ 厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より
(<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/#tiikikyosei>)

イ 地域福祉

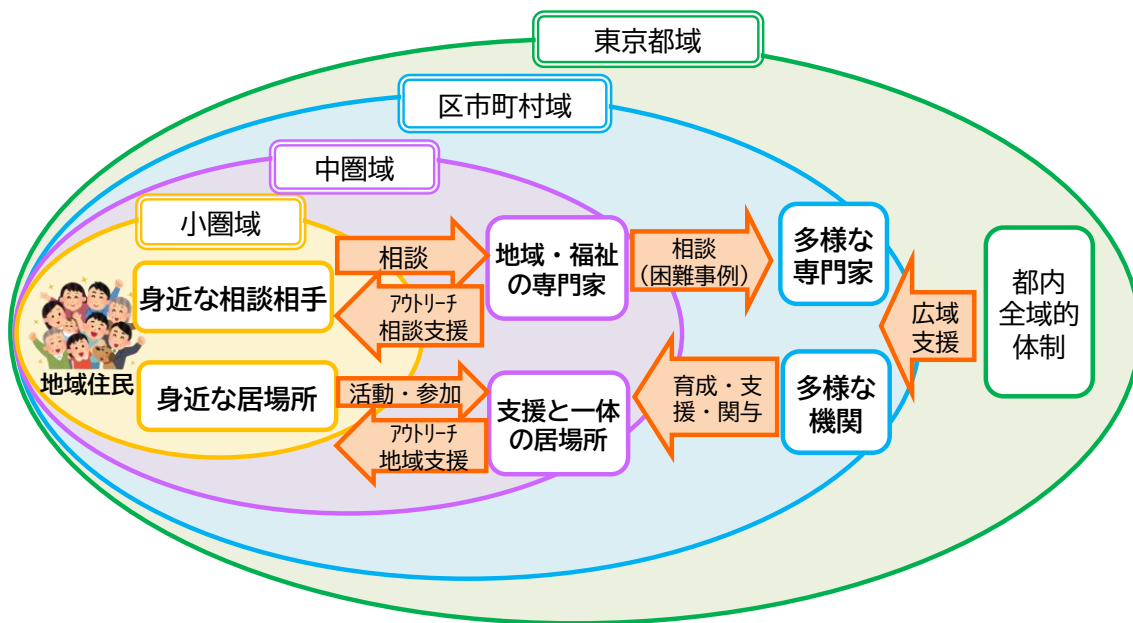
地域共生社会の実現に向け、全ての人が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう、地域住民等が主体となり、区市町村等行政のバックアップも受けながら、分野や世代を超えて共に参加・協力し、福祉・保健・医療関係者等と連携するとともに、社会福祉施設、医療・教育機関、企業など地域の社会資源を生かしながら、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯の地域の生活課題を把握し、互いに繋がりながら解決を図るという考え方

ウ 地域福祉の「圏域」

様々な主体による地域福祉活動の範囲となる地理的な区域。次に掲げるような、異なるレベルの圏域が重層的に重なり合っており、圏域内や圏域間のネットワークにより、包括的な支援体制を整備する

- ① 互いに顔の見える関係の中で、住民の具体的な活動の場となる小圏域
 - ② 専門職の関与等により、地域の関係者が結びつき、包括的な相談体制が整えられる中圏域
 - ③ 区市町村の地域福祉計画に基づき、多機関が協働した総合的な支援体制が整備される区市町村域
 - ④ 東京都の地域福祉支援計画に基づき、都内全ての区市町村の地域福祉の推進が図られるとともに、特に専門的かつ困難な課題への対応が図られる東京都域
- 区市町村域の中の圏域は、それぞれの区市町村の歴史的・地理的な条件や地域資源、住民の生活実態等に応じて、適切に設定することが重要です。町会・自治会や民生委員・児童委員の活動範囲、公的機関の設置単位、学区など、様々な区域があります。これらは必ずしも一致しているわけではないので、地域福祉の圏域を設定する際には、これらの区域との整合性や連携についても考慮する必要があります。また、オンラインでの交流など、地理的に限定されない活動もあり、必ずしも上記の圏域に当てはまらない場合もあることにも留意が必要です。
- 地域では「住民同士のネットワーク」「地域関係者のネットワーク」「課題を持つ当事者・家族のネットワーク」など、様々なつながりがそれぞれ育っており、各圏域においてこのつながりや、ネットワーク同士のつながりを育み、発展させることも重要です。

＜圏域のイメージ＞



身近な地域の福祉資源の具体例

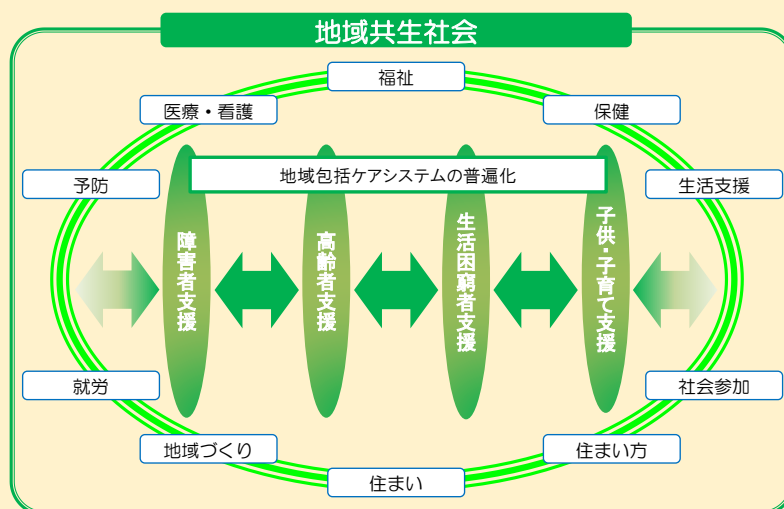
- ◆小圏域 相談相手：ご近所さん、民生委員・児童委員
居場所：サロン、子ども食堂、町会・自治会
- ◆中圏域 専門家：地域福祉コーディネーター（CSW）
生活支援コーディネーター
居場所：地域包括支援センター、子育てひろば

など

～地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係性～

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指し、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムの考え方は、介護保険制度改革の中で、地域を基盤とした医療介護をはじめとした制度横断的な包括的支援の仕組みという意味で、主に高齢者支援の分野で発展してきました。
- 地域包括ケアシステムの実践においては、見守りやサロン活動など、地域住民によるインフォーマルサポートも広がりを見せており、地域住民が積極的に地域に参画する事例が見られます。
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年、更に団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、地域包括ケアシステムの考え方や実践は、広がり、深化しています。
- 一方、障害者支援、子供・子育て支援、生活困窮者支援などの分野でも、それぞれのニーズに応じたサービスや、地域での支え合いの仕組みが整備されてきました。
- こうした各制度や分野における支援や支え合いの仕組みを連携させるとともに、複合的な課題を抱える人や、支援を必要とする可能性のある人全体へと広げ、制度や分野を超えた共通の考え方として普遍化していくことを通し、地域包括ケアシステムは、地域共生社会を実現するための仕組みとして機能していきます。

<地域包括ケアシステムの普遍化と地域共生社会>



第4節 計画の理念

- この計画では次の三つの理念を掲げ、地域福祉を支援する取組を進めていきます。

理念1 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京
理念2 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京
理念3 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

第5節 計画の構成

- 第4節で掲げた三つの理念を具現化するため、この計画の第3章では、三つのテーマを設定した上で、それぞれのテーマに関する課題と、計画期間中に都が取り組む施策の方向性を明らかにしています。
- また、第3章第1節では、計画策定（令和3年12月）以後に顕在化した「新たに盛り込む地域生活課題」について、整理しています。
- さらに、「おわりに」において、地域共生社会の実現を見据えた中長期的な視点から、東京における地域の未来に向けた考え方を示しています。

<東京都地域福祉支援計画の目指す方向性>

「人が輝く」東京へ

東京における「地域共生社会」の実現

おわりに

「東京の未来に向けて」

三つの理念の具現化

- 1 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京
- 2 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京
- 3 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

第4章

計画的な地域福祉の推進

第3章

～地域生活課題の解決～

第1節 「新たに盛り込む地域生活課題」

第2節 テーマ①「地域での包括的な支援体制づくりのために」

- 包括的な相談・支援体制の構築
- 地域住民等による地域の多様な活動の推進
- 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築
- 住民参加を促す身近な地域の居場所づくり
- 対象を限定しない福祉サービスの提供

第3節 テーマ②「誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために」

- 住宅確保要配慮者への支援
- 権利擁護の推進
- 生活困窮者への総合的な支援体制の整備
- 災害時要配慮者対策の推進
- 多様な地域生活課題への対応

第4節 テーマ③「地域福祉を支える基盤を強化するために」

- 民生委員・児童委員の活動への支援
- 福祉サービスの質の向上
- 福祉人材の確保・定着・育成